省　令

○総務省令第六十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第六十一条の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年八月三十一日

総務大臣　松本　剛明

電波法施行規則及び無線局運用規則の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等） **第四十三条の六**　運用規則第百三十七条の二第一項に規定する基地局の免許人は、同項各号に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。 ［２～７　略］ ８　前各項の規定は、運用規則第百三十七条の二第二項に規定する基地局について準用する。この場合において、第一項中「運用規則第百三十七条の二第一項」とあるのは「運用規則第百三十七条の二第二項」と、「同項各号に」とあるのは「同項において準用する同条第一項各号に」と読み替えるものとする。	（監視制御機能及び保守運用体制に係る対策に関する確認等） **第四十三条の六**　運用規則第百三十七条の二に規定する基地局の免許人は、同条に規定する監視制御機能及び保守運用体制に係る対策を講じていることについて、当該免許人に属する基地局の無線設備の設置場所を管轄する総合通信局長（以下この条において「所轄総合通信局長」という。）に確認を求めることができる。 ［２～７　同上］ ［新設］
別表第五号の二　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の検査実施報告書の様式（第41条の５関係） ［様式略］ ［注１～６　略］ ７　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項（同条第８項において準用する場合を含む。）の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。	**別表第五号の二**　［同左］ ［様式同左］ ［注１～６　同左］ ７　設備規則第３条第１号に規定する携帯無線通信（同条第４号の５及び第４号の７に規定するものに限る。）を行う基地局、同条第10号に規定する広帯域移動無線アクセスシステム（同条第12号及び第12号の２に規定するものに限る。）の基地局及び同条第15号に規定するローカル５Ｇの基地局にあつては、第43条の６第１項の確認を受けたという情報、その無線設備が設備規則第１章第６節に規定する周波数等を維持する機能を有するものとして技術基準適合証明又は工事設計認証を受けているという情報及び設備規則第９条の５に規定する外部参照信号同期機能を利用しているという情報を登録検査等事業者等に提供した場合には、備考欄に「確認等の情報を登録検査等事業者等に提供済」と記載すること。
別表第五号の三　免許人が総合通信局長に提出する無線設備等の点検実施報告書の様式（第41条の６関係）（総務大臣又は総合通信局長がこの様式に代わるものとして認めた場合は、それによることができる。） ［様式略］ ［注１～３　略］	**別表第五号の三**　［同左］ ［様式同左］ ［注１～３　同左］